

新型コロナウイルス感染症の影響による **総合支援資金(特例貸付)** について

1. 総合支援資金特例貸付の概要

新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少が続き、生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯を対象とした貸付です。

世帯への生活費の貸付です。貸付は世帯単位で行います。

貸 付 額	二人以上世帯	月額 20 万円以内
	単身世帯	月額 15 万円以内
● 貸 付 期 間	原則 3 か月以内	
● 据 置 期 間	1 年以内	
● 返 済 期 間	10 年以内(120 回以内)	
● 連 帯 保 証 人	不 要	
● 利 子	無 利 子 ※ただし、返済期限までに返済が完了しない場合、 残元金に対して年3%の延滞利息が発生します。	
● 貸付金の交付	申請書受理後 1 か月半程度(予定) ※ご指定の金融機関口座(ご本人名義)に振り込みます。 ※2 か月目以降は、20 日頃に送金されます。	
● ご返済について	原則として、金融機関口座引き落としで毎月ご返済いただきます。	
● お申込み方法	原則として、郵送にてお申込みいただきます。	

▼ 申請受付締切日

申請書類に **不備がない状態で令和 3 年 11 月 30 日(火)17:00 まで**に
申請書類を提出してください(必着)

▼ **先に緊急小口資金(特例貸付)をご利用になることをおすすめしています。**

緊急小口資金(特例貸付)の貸付を受けた以降も、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が続いているご世帯は、こちらの貸付をご活用ください。

▼ **緊急小口資金と総合支援資金は、貸付金を同じ月に交付することはできません。**

総合支援資金の貸付金の交付は、緊急小口資金の貸付金交付の翌月以降になります。
あらかじめご承知おきください。

▼ 自己破産手続き中の方は、対象外となります。 ※任意整理中の方はご相談ください。

2. 借入申込ができる方

※ すべての項目に該当する方が申込できます。該当しない項目がある方は、別にご相談ください。

	項 目	該当チェック
①	自分もしくは家族が新型コロナウイルス感染症の影響で減収した。	<input type="checkbox"/>
②	北区に住民登録をし、かつ、住民登録した住所に居住している。	<input type="checkbox"/>
③	外国籍の方の場合、永住、定住及びそれに準ずる在留資格がある、もしくは、在留期間満了後更新の予定があり、更新可能である。 ※在留許可が指定書により「帰国準備」とされている方は対象外です。	<input type="checkbox"/>
④	20歳以上である。もしくは、20歳未満だが婚姻している。 20歳未満の場合、親権者または後見人が法定代理人となることができる。	<input type="checkbox"/>
⑤	生計中心者である。	<input type="checkbox"/>
⑥	自分もしくは同一生計の家族が、北区及び他の地域、道府県で今回と同じ新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付を受けていない。	<input type="checkbox"/>
⑦	同居の家族に、公務員、社会福祉協議会職員がいない。	<input type="checkbox"/>
⑧	生活保護を受けていない。生活保護申請中ではない。	<input type="checkbox"/>

★緊急小口資金（特例貸付）の貸付金交付を受けた方は、総合支援資金（特例貸付）の借入申込ができます。

3. 申込に必要な書類等

(1) 申請書類（所定の用紙にご記入いただくもの。北社協ホームページからダウンロードできます。）

①	申請書類① 総合支援資金借入申込書	<input type="checkbox"/>
②	申請書類② 総合支援資金特例貸付に関する重要事項説明書	<input type="checkbox"/>
③	申請書類③ 総合支援資金収入の減少状況に関する申立書	<input type="checkbox"/>
④	申請書類④ 総合支援資金借用書	<input type="checkbox"/>
⑤	申請書類⑤ 総合支援資金特例貸付 貸付にかかる申出書	<input type="checkbox"/>

(2) 添付書類等（申請者にご準備いただくもの。）

▼ 緊急小口資金（特例貸付）の貸付金交付を受けた方

	必要書類	準備チェック
A.	緊急小口資金（特例貸付）の貸付金が送金された事実を確認できる預金通帳の写し ★ 銀行名・支店名・口座名義・口座番号が記載されているページ と 貸付金の送金が記載されているページをコピーしてください。 ネットバンキングの場合も同様のページをプリントしてください。	<input type="checkbox"/>
B.	預貯金通帳の写し ★ 銀行名・支店名・口座名義・口座番号が記載されているページをコピーしてください。 ネットバンキングの場合も同様のページをプリントしてください。 ★ A.の通帳と同じ口座への振込を希望の場合は、A.のみのご提出で構いません。 ※貸付金の交付（振込）に使用します。支店の統廃合等により、通帳に記載されている支店名、口座番号に誤りがないことを事前にご確認ください。	<input type="checkbox"/>

▼ 緊急小口資金(特例貸付)のお申込みをしていない方

	必要書類	準備チェック
A -1	<p>3か月以内に発行された世帯全員分の住民票（マイナンバーの記載がないもの）</p> <p>※ 同一住民票の世帯を1世帯とします。</p> <p>※ 区役所等の窓口で発行する際に貸付の申請で使用することを申し出ると、発行手数料が無料になります。</p>	□
A -2	<p>身分証明書の写し（いずれか1点をご提出ください）</p> <p>□健康保険証 □運転免許証 □住基カード □パスポート</p> <p>□マイナンバーカード(写真付き) ※マイナンバー通知カードでは代用できません。</p> <p>□在留カード（外国籍の方はこちらをご提出ください）</p>	□
B.	<p>預貯金通帳の写し</p> <p>★銀行名・支店名・口座名義・口座番号が記載されているページをコピーしてください。ネットバンキングの場合も同様のページをプリントしてください。</p> <p>※貸付金の交付(振込)に使用します。支店の統廃合等により、通帳に記載されている支店名、口座番号に誤りがないことを事前にご確認ください。</p>	□

4. 申込方法

原則、郵送での申請とさせていただきます。

なお、申請書類の未着や誤配送など、郵便事故の責任は負いかねます。

また、相当数のお申込みをいただいているため、**郵便物到着についてのお問い合わせはお受けいたしかねますので、ご容赦ください。**

■申請書類の作成・提出にあたっての注意事項

- (1) 作成済みの申請書類①～⑤をコピーし、ご返済が完了するまでお手元に保管ください。
- (2) 申請書類①～⑤と一緒に、添付書類A～Bを北区社会福祉協議会までお送りください。
※申請書類①～⑤は必ず押印した原本をお送りください。
コピーでは受理できませんので、あらかじめご承知おきください。
- (3) 提出前に「提出時チェックリスト」で申込に必要な書類がそろっているかをチェックし、チェック済みの「提出時チェックリスト」も一緒にお送りください。
- (4) 記入にあたっては、ボールペン、インクペンなど消えない筆記用具をご使用ください。
消せるボールペン（フリクションなど）や鉛筆で記入された書類は受理できませんので、ご注意ください。
- (5) 記入に誤りがあり訂正する際は、訂正する文字を二重線で消し、二重線に重ねて訂正印を押してください。特に、借用書は訂正印がないものは受理できませんので、ご注意ください。

訂正（例） ~~北区王子1丁目~~15番22号
王子本町1丁目

5. 申請書到着から送金までの流れ

- ① 北区社会福祉協議会に申請書類到着
↓
- ② 申請書類のチェック
→ 不備があった場合は、いったんすべての書類を返送します。
修正を指示された箇所を訂正、不足書類を添付して再提出してください。
↓
- ③ 申請者名簿の作成
↓
- ④ 北区に生活保護受給チェックの照会
↓
- ⑤ 東京都社会福祉協議会に申請書類を送付
↓
- ⑥ 東京都社会福祉協議会にて貸付可否の審査
↓
- ⑦ 東京都社会福祉協議会にて、決定者への送金手続き
↓
- ⑧ 貸付金の送金

6. 貸付金の送金

申請書受理後、1 か月半程度

※貸付金が送金されるまでの生活が困難になる方は、生活保護のご相談をされることをお勧めいたします。貸付申請後に生活保護受給が決まった場合は、必ずご連絡ください。

7. その他

- ★貸付元である東京都社会福祉協議会の審査により貸付を行わないことがあります。また、虚偽申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。
- ★申請書類の未着や誤配送など、郵便事故の責任は負いかねます。
相当数のお申込みをいただいているため、郵便物到着についてのお問い合わせはお受けいたしかねますので、ご容赦ください。
- ★今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯については、返済を免除することができるとしています。免除の具体的な判断基準や手続き方法については現段階では示されておりません。具体的なことがわかりましたら、北社協ホームページにてお知らせいたします。
- ★今回の特例措置については、これまで頻りに制度が変更されており、今後も変更があると思われます。変更があった際には北社協ホームページにてお知らせいたしますので、ご確認ください。
- ★生活保護受給及び生活保護受給申請の有無について、福祉事務所に照会を行います。

8. お申込み先

社会福祉法人 北区社会福祉協議会（福祉資金担当）

〒114-0021 北区岸町1-6-17 岸町ふれあい館1階

☎03-3907-9494 （受付9：00～17：00 ※12時～13時は休憩時間です。）

開設時間：平日8：30～17：15 休日：土・日・祝日、12/29～1/3